

## 肥薩おれんじ鉄道ネーミングライツパートナー募集要項

### 1 愛称募集駅及び利用実績

駅名称	所在地	R5 年間乗降者数
八 代 OR-1	熊本県八代市萩原町	208,415 人
肥 後 高 田 OR-2	熊本県八代市平山新町	151,110 人
日 奈 久 温 泉 OR-3	熊本県八代市日奈久塩北町	18,980 人
肥 後 二 見 OR-4	熊本県八代市二見州口街	13,870 人
上 田 浦 OR-5	熊本県葦北郡芦北町大字井牟田	6,205 人
たのうら御立岬公園 OR-6	熊本県葦北郡芦北町田浦町	35,405 人
肥 後 田 浦 OR-7	熊本県葦北郡芦北町大字小田浦	25,550 人
海 浦 OR-8	熊本県葦北郡芦北町大字海浦	10,585 人
佐 敷 OR-9	熊本県葦北郡芦北町大字花岡西	171,550 人
湯 浦 OR-10	熊本県葦北郡芦北町花岡大字宮崎	45,625 人
津 奈 木 OR-11	熊本県葦北郡津奈木町大字岩城	40,515 人
新 水 俣 OR-12	熊本県水俣市初野	31,390 人
水 俣 OR-13	熊本県水俣市桜井町	124,830 人
袋 OR-14	熊本県水俣市大字袋字永尾	9,490 人
米 ノ 津 OR-15	鹿児島県出水市下鯖町	82,490 人
出 水 OR-16	鹿児島県出水市上鯖淵	84,315 人
西 出 水 OR-17	鹿児島県出水市西出水町	147,460 人
高 尾 野 OR-18	鹿児島県出水市高尾野町柴引	58,765 人
野 田 郷 OR-19	鹿児島県出水市野田町下名	99,645 人
折 口 OR-20	鹿児島県阿久根市折口東	60,955 人
阿 久 根 OR-21	鹿児島県阿久根市栄町	170,090 人
牛 ノ 浜 OR-22	鹿児島県阿久根市大川	12,045 人
薩 摩 大 川 OR-23	鹿児島県阿久根市大川	3,285 人
西 方 OR-24	鹿児島県薩摩川内市西方町	6,205 人
薩 摩 高 城 OR-25	鹿児島県薩摩川内市湯田町	2,555 人
草 道 OR-26	鹿児島県薩摩川内市水引町	16,425 人
上 川 内 OR-27	鹿児島県薩摩川内市御陵下町	102,565 人
川 内 OR-28	鹿児島県薩摩川内市鳥追町	131,035 人

## 2 愛称の内容

(1) 愛称は、「1 愛称募集駅及び利用実績」に記載のある駅名称の愛称です。

(2) 使用できる愛称の条件

使用できる愛称等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

ア 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの

イ 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

ウ 政治活動、宗教活動、意見広告に係わるもの

エ 社会問題等の主義、主張に係わるもの

オ 公衆に不快の念、又は危害を与えるおそれのあるもの

カ その他、愛称として適当ではないと弊社が認めるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内は、社名変更などやむを得ない事情がある場合を除き、愛称の変更はできません。やむを得ない事情で愛称を変更する場合は、肥薩おれんじ鉄道と協議を行って決定するものとします。

(4) 愛称表示のデザイン及び掲示箇所

肥薩おれんじ鉄道が実施する愛称表示及びそのデザインは、P 4 ページに記載のとおりとします。その他の愛称表示のデザイン及び掲示箇所、仕様等については、甲と調整し、甲乙共に合意の上、決定することとします。

(5) 愛称の呼称

肥薩おれんじ鉄道が実施する愛称の呼称は、肥薩おれんじ鉄道が所有する車両が、ネーミングライツパートナー契約駅に到着時に列車内放送案内で呼称します。ただし、観光列車「おれんじ食堂」及び貸切列車等では呼称しません。

(6) 掲示期間

愛称の掲示期間は、令和7年ダイヤ改正当日 ～ 令和8年度ダイヤ改正前日までとします。

## 3 費用負担と業務の範囲

(1) 契約が成立し、新たな愛称駅名標及び次駅案内板等設置に係る費用（既存の看板撤去等に係る費用含む。）は、原則として肥薩おれんじ鉄道が負担します。

(2) 肥薩おれんじ鉄道が管理する施設・印刷物等の名称変更は、肥薩おれんじ鉄道が行います。（下記※ア）

(3) 設置した駅看板等の管理は、原則として肥薩おれんじ鉄道が行います。

(4) 記載した項目以外で費用又は業務が発生した場合は、その都度契約者と協議の上決定します。

※ア 名称変更については、最大限努力しますが、全ての印刷物及び表示方法を変更できるとは限りません。

#### 4 ネーミングライツパートナー契約料

ネーミングライツパートナー契約料は、別紙1のとおりとします。

#### 5 ネーミングライツパートナーの特典

- (1) 契約駅のデジタルサイネージ1枠を契約期間中無償で使用することができます。ただし、放映枠に空きが有る場合に限りです。
- (2) 契約駅の広告スペースを無償で使用することができます。ただし、広告掲示には広告内容審査を行った後、掲示致します。また、駅により広告スペースが異なり、広告スペースの確保が難しい場合がございます。あらかじめご了承ください。

#### 6 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までの間とします。

※ 1年を超える契約期間の提案も可能です。

#### 7 申し込みに関する提出書類

下記書類一式を提出してください。

- (1) 肥薩おれんじ鉄道ネーミングライツパートナー申込書 「様式1」
- (2) 肥薩おれんじ鉄道ネーミングライツパートナー団体調書「様式2」

#### 8 提出期限

「7 申し込みに関する提出書類」を令和6年12月20日までに、肥薩おれんじ鉄道 営業部 営業戦略室にご提出ください。

#### 9 提出から愛称使用開始までの流れ

- 令和7年1月 ネーミングライツパートナー及び愛称決定  
看板デザインの調整
- 2月 契約締結式（報道期間等へのPR）実施
- 3月 令和6年度ダイヤ改正に合わせ、駅名看板等の新設準備
- 3月 ダイヤ改正日より愛称を使用した駅名看板の掲示

#### 10 その他

- (1) 肥薩おれんじ鉄道の都合により、契約駅の愛称の維持が困難な場合には、契約を解除する場合があります。この場合において、原状復帰に必要な費用は、肥薩おれんじ鉄道の負担とします。
- (2) ネーミングライツパートナーの都合により、契約駅の愛称の維持が困難な場合には、契約を解除する場合があります。この場合において、原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

以 上

※ 駅名看板及び次駅案内板サンプル / ログ・愛称名の掲示が可能です。

